

平成29年度実地指導における主な指摘事項 (恵那県事務所)

目 次

共通事項	1
訪問系サービス	2
通所系サービス	3
福祉用具貸与・販売	4
施設サービス	5

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通事項	3 運営	運営規程について	介護保険法第75条第1項	運営規程で定める従業者の員数が実態と異なっていたため運営規程を変更するとともに、変更届を提出すること。	恵那
2	共通事項	3 運営	会計の区分について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第39条、岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第41条ほか	該当事業の会計とその他の事業の会計とを区分していなかったため、区分すること。	恵那
3	共通事項	3 運営	勤務表について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第30条第1項、第98条第1項ほか	勤務表が作成されていなかったため、毎月作成すること。	恵那
4	共通事項	3 運営	重要事項の掲示について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第32条第1項ほか	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	恵那

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	訪問介護計画について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項	指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画が作成されていないので、サービス提供責任者に作成させること。	恵那
2	(介護予防) 訪問看護	3 運営	訪問看護計画の作成について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第68条第2項第2号、3号	訪問看護計画書の作成に当たって利用者の同意を得ておらず、また、当該計画書を利用者に交付していなかったため、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付すること。	恵那
3	訪問介護	3 運営	重要事項の説明について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条第1項	サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。	恵那
4	(介護予防) 訪問リハビリテーション	3 運営	重要事項説明書について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第82条において準用する第9条第1項、岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第82条において準用する第50条の2第1項	重要事項説明書に記載の従業者の員数が運営規程と異なっているため訂正すること。	恵那
5	(介護予防) 訪問リハビリテーション	3 運営	運営規程について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第80条、岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第80条	運営規程に苦情に対応するために講ずる措置に関する事項の記載がないため、記載すること。	恵那
導に	(介護予防) 居宅療養管理指導	3 運営	運営規程の作成について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第88条	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を作成すること。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項	恵那
7	訪問介護	4 報酬	特定事業所加算について	H27.3.23厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」3 ロ、イ(1)	特定事業所加算（Ⅱ）を算定する場合、当該事業所の全ての訪問介護員等ごとに研修計画を作成する必要があるが、作成された研修計画が訪問介護員等ごとになっていなかったため、改善すること。	恵那

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	3 運営	通所介護計画について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第96条第2項1号	通所介護計画は、既に居宅介護計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならないが、入浴介助等が通所介護計画に記載されていないため記載すること。	恵那
2	通所介護	3 運営	通所介護計画の利用者同意について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第96条第2項第2号	通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る必要があるが、同意日がサービス提供後となっているため、今後は、サービス提供前に同意を得ること。	恵那
3	(介護予防)通所リハビリテーション	3 運営	重要事項説明書について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第134条において準用する同条例第9条第1項、岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第118条において準用する同条例第50条の2	「利用約款」「利用料金表」及び「通所における連絡事項」を重要事項説明書としているが、以下の不備が認められるので改善すること。 1 「営業日及び営業時間」が記載されていない。 2 「従業者の職種、員数及び職務の内容」「従業者の勤務の体制」について、介護老人保健施設の全職員が記載されており、通所リハビリテーション従業者が明確となっていない。	恵那
4	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算について	H27.3.23厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」16 ロ(4)、H12.3.1老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の7(9)⑨	個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定している者について、訓練開始後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容等を説明し記録する必要があるが、一部の利用者の居宅を訪問しておらず、また訪問したとする利用者についても記録が確認できなかった。 については、個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定を開始した以降のすべてのケースについて自主点検を行うこと。そのうえで、基準を満たしていない事例については報告するとともに過誤調整を行うこと。	恵那
5	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算について	H12.3.1老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の7(9)⑨	個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している者について、訓練開始後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録する必要があるが、説明した記録が確認できなかったため改善すること。	恵那
導に	通所介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算について	H27.3.23厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」第24（第4イ(2)、(7)(二)、(8)準用	介護職員処遇改善計画の内容、及び平成27年4月から介護職員処遇改善計画の届出日の前日までに実施した処遇改善の内容、当該改善に要した費用について、一部の介護職員に周知していなかった。また、介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件を、一部の介護職員に書面により周知していなかったため、改善すること。	恵那

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）福祉用具貸与	3 運営	サービス提供の記録について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第244条において準用する第20条第1項、第250条	指定福祉用具貸与を提供した際には、提供の開始日及び終了日、並びに種目及び品名、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面等に記載すること。また、指定特定福祉用具販売を提供した際には、その提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項を記載すること。	恵那
2	特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）福祉用具貸与	3 運営	重要事項説明書について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第244条及び第256条において準用する第9条第1項	重要事項説明書が作成されていなかったため、作成の上、その内容を利用申込者またはその家族に交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。	恵那
3	特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）福祉用具貸与	3 運営	重要事項説明書について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第244条及び第256条において準用する第9条第1項、岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第237条及び第249条において準用する第50条の2第1項	重要事項説明書に記載されている専門相談員の員数が実態と異なるため、修正すること。	恵那
4	（介護予防）福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画書について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237条第1項	福祉用具貸与計画書が作成されていない事例があったため、全ての利用者において作成すること。	恵那
5	特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画書の同意について	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237条第2項第2号	福祉用具貸与計画書について、利用者の同意が得られていない事例があったため、利用者の同意を得ること。	恵那
4	（介護予防）福祉用具貸与	3 運営	領収証の交付について	介護保険法第41条第8項、介護保険法施行規則第65条	指定福祉用具貸与にかかる利用者からの支払については、金融機関の口座引き落としのみで、領収証を発行していなかった。サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際は、当該支払いをした利用者に対し、領収証を交付すること。また、領収証には、保険給付に係る1割（2割）負担部分と保険給付対象外サービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載すること。	恵那

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人保健施設	3 運営	施設サービス計画の作成について	岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第17条第2項第5号	施設サービス計画の作成に当たって、サービス担当者会議等により原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求めていなかったため、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。	恵那
2	介護老人保健施設、（介護予防）短期入所療養介護	3 運営	施設サービス計画の同意について	岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第17条第2項第6号	施設サービス計画の原案の内容について、文書により入所者の同意が得られていなかったため、文書により入所者の同意を得ること。	恵那
3	介護老人保健施設、（介護予防）短期入所療養介護	3 運営	施設サービス計画の変更について	岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第17条第2項第10号	入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていなかったため、このような場合には意見を求めること。	恵那
4	介護老人保健施設	1 人員	勤務表について	岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第30条第1項、岐阜県介護老人保健施設の人員、設備及び設備並びに運営に関する基準要綱第2-3(22)ア	勤務表にすべての職員が記載されていなかったため、すべての職員について記載すること。また、従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別が記載されていなかったため記載すること。	恵那
5	介護老人保健施設	4 報酬	栄養マネジメント加算について	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）第2の6（19）において準用する5（18）	入所者又は家族等に栄養ケア計画を説明し、同意を得られた日から算定する必要があるが、同意日を入所日に遡って算定していた事例があった。については、栄養マネジメント加算を算定したすべてのケースについて自主点検を行うこと。その上で、基準を満たしていない事例については報告するとともに過誤調整を行うこと。	恵那